

会議要旨

会議の名称	令和 7 年度第 3 回川越市立図書館協議会	
開催日時	令和 7 年 11 月 26 日 (水) 午後 2 時 00 分 開会 午後 3 時 30 分 閉会	
開催場所	中央図書館 3 階 展示室	
会長氏名	会長 横村 雅章	
出席者(委員) 氏名(人数)	副会長 盛田 隆二 委員 林 志信 吉岡 一美 内藤 俊史 池内 淳 佐藤 葉子 木幡 剛 (8名:会長含む)	
欠席者(委員) 氏名(人数)	熊倉 秀幸 浅野 聰 飯田 敦 武藤 寛史 廣川 康之 佐藤 由来 (6名)	
事務局職員 職氏名	中央図書館: 羽生田館長 柳澤副館長 鈴木副主幹 吉澤副主幹 須藤主任 西図書館: 駒井館長 川越駅東口図書館: 島崎館長 高階図書館: 原田館長 教育指導課: 中野指導主事	
会議次第	1 開会 2 会長あいさつ 3 中央図書館長あいさつ 4 議題・報告 (1) 川越市立図書館運営方針の改定について (2) 第五次川越市子ども読書活動推進計画の策定について (3) その他 5 閉会	
配布資料	次第 資料 1 川越市立図書館運営方針 (案) 資料 2 第五次川越市子ども読書活動推進計画 (案) 参考 第 2 回図書館協議会からの主な変更について	

議　事　の　経　過

【議題・報告】**(1) 川越市立図書館運営方針の改定について**

資料1および参考1、2に基づき事務局から説明を行った。

〈質疑応答〉

会長：まずは第2回図書館協議会からの主な変更として参考1、参考2に関することで疑問点や気になる点はありますか。

デジタルアーカイブの表現は、前回の協議会の際に「数だけ増やしても…」のような言い方をしたかもしれません、その点を検討・修正いただきました。

前述のような背景があり、それが文言に込められていることはよく理解できます。その一方、若干幅を広げた部分が、かえって曖昧さが増してしまったと捉えられると悔しい、そんな印象は多少あります。しかし表現としてはこういった形でよろしいのかなという結論です。

皆様いかがでしょうか。前回の議論を踏まえて修正されたと思うので、基本的に気になることはなかろうかと思いますが、よろしいですか。

それ以外のところで、今回出されたこの図書館運営方針案にご意見はござりますか。

委員：異議なし

会長：その他、事務局のほうで補足はありますか。

事務局：補足です。会長のご意見にありましたデジタルアーカイブについて、川越市教育振興基本計画審議会でも会長からご指摘いただいた点を報告いたします。本市には博物館もあるのですが、他市の博物館ではデジタル博物館というものがあるような自治体もございます。

そのような点も踏まえて、図書館と博物館の連携、資料の住み分けの点、デジタルアーカイブのポータルサイトみたいなものを考えに入れるべきでは、というご指摘もいただいたところです。

博物館との連携につきましては、図書館でも課題と考えているところです。今回の計画に盛り込むことは断念しましたが、今後の課題として捉えて進めていきたいと考えていることを申し添えます。

会長：図書館ばかりでなく、博物館にも古い資料は川越市にたくさんありますので、そうしたものを活用したいといったことを（審議会でも）お話ししました。

今の世の中では当たり前になりましたが、初期の頃、2000年代の前半は、博物館と図書館、文書館を3つ合わせて「MLA」（ミュージアム、ライブラリー、アーカイブの略）と呼んでいた、その3つをデジタルの力で連携していくことが呼ばれていた時期がありました。

自治体によっては連携してポータルサイトを設けているところもあります。一方で、埼玉県にも、アーカイブがありますが、県のアーカイブから市のアーカイブにたどり着くような、そういう経路も今のところ見られない

議　事　の　経　過

状態です。しかし興味がある人は一元的に川越市について知りたいと思っています。その際には、県等のアーカイブから辿っていけるような仕組みがあれば良いと思います。

それでは、川越市立図書館運営方針案について、このような形で進めることで、皆様よろしいでしょうか。

委員：異議なし

会長：ご承認いただいたということで、次の議題に移りたいと思います。

(2) 第五次川越市子ども読書活動推進計画の策定についてです。事務局から説明をお願いします。

(2) 第五次川越市子ども読書活動推進計画の改定について

資料2および参考3に基づき事務局から説明を行った。

〈質疑応答〉

会長：先ほどと同様に、まずは第2回図書館協議会からの変更点について、ご意見いただければと思います。

委員：本文の中で「こども」という言葉を、ひらがなの「こども」に統一していると思いますが、計画のタイトルは子どもの「子」が漢字の「子」です。文科省の基本計画等でも、最初の頃と今の使い方が違っていたりして、細かいところですが、統一した方がいい。この計画のタイトルもひらがなの「こども」で良いのではと思いますが、いかがでしょうか。

会長：これは川越市教育振興基本計画の方でも同じ状況にあります。ご指摘いただいたことに関してどう扱うべきなのか迷うところです。

統一されてない点に違和感があるので、どこかに注意書き等を入れた方がいいのか、事務局の立場としてはいかがでしょうか。

事務局：こども家庭庁ができたタイミングで、子どもの「こ」はひらがなの「こ」として、行政で統一感を出す、ということに本市でも全府的に図っているところです。先ほどご指摘いただいたとおり、本文や説明文の中では全てひらがなの「こども」にしております。

一方、計画のタイトルにつきましては、国の計画が漢字の「子ども」であること、県は子供の「供」まで漢字を使っており、そういった点から「子ども読書活動推進計画」を1つの単語として扱っており、固有名詞として漢字のまま踏襲しているという状況でございます。

委員：歴史の研究等で様々な法律がどういう意図をもって作られたか、などの情報が記録に残っていない場合、例えばアーカイブのメタデータを作るとときに、これは何のためのメタデータなのか、ということを後年の人々が見て もわからなくなってしまうことがあります。

この言葉の使い分けというのが、後の人々から見ると全く意味がわからなくなってしまうことがないように、意図があるならどこかに書くと良いと思います。

議　事　の　経　過

会長：例えば同じ事情が様々な部署にあるとして、ウェブ等で説明が書かれてはいませんか。当協議会よりも教育振興基本計画や上位の組織で同じ事情があるとすれば、そちらに従う形を取れることが望ましいと思います。あるいは、上位組織等で説明されてないとした時に、どうするか、皆様、どうお考えですか。

事務局：本市には「川越市こども計画」というものがあります。確認し、それらとの整合を図りながら検討していきたいと考えます。

会長：では、今のような対応でお願いします。他には皆様いかがでしょうか。

委員：施策3－3「学校図書館の整備・充実」の4つめの学校司書の育成と3－4「学童保育室における取組」の2つめの学童保育室職員の研修について「育成」と「研修」の違いはどのようなものでしょうか。

事務局：学童保育室職員の研修については、研修を行うこと自体が必要ということで、細施策としたものです。

それに対して、学校司書については、研修だけではなくて、もう少し広い意味でコミュニケーションを図りながら相談やアドバイスなども含めて「育成」ができればということで用いた言葉になっております。

会長：研修というのは、プログラム等を設けて参加を促す形、育成というのは、育っていくところを支援する、お手伝いするような活動といった違いでしょう。他にご意見等ございますか。

委員：英語（アルファベット表記）の全角・半角の違い（22ページ「I C T」「L I N E」）が気になりました。

会長：A I 等の機能などで、検索をかけ、修正してください。

1点、気になったのが、21ページの「学童保育室職員の研修」の部分で「読み聞かせ」という文言が2つ出てくるので、「研修を実施して、本の読み聞かせ等の技術向上の支援を図ります。」といった形で簡潔にしていただいた方が良いと思いました。

今回修正した部分以外でも構いませんし、細かい点から離れた抽象的なご質問、ご意見でも構いません。何かございますか。

委員：第五次子ども読書活動推進計画案3ページに不読率の低減があり、「不読率の高い高校生への働きかけについて書いてあるのですが、6ページには、「中学生を対象とした事業の実施には至りませんでした」と一行書いてあるだけで、来年はどうするかがわからないです。この点はとても気になっています。高校生は本を読まないのでなくして、非常に熱心に読書をする生徒と全くしない生徒に二極化しています。

市制施行90周年記念事業をきっかけに高校生小説大賞が開催され、私は選考委員長をやらせてもらいました。原稿用紙50枚以下という規定のなか、50枚ぴったり書き上げて提出する生徒もたくさんいて、50件近くの応募があり、全部読むのは大変でした。小説のモチーフは、親との葛藤、異性への憧れと戸惑い、友を裏切ったことの後悔など、様々でしたが、非常

議　事　の　経　過

にレベルの高い作品ばかりでした。

前回公募委員の方から提案があった「高校生の図書館協議会」は、高校の文芸部などに声をかけたら10人程度はすぐに集まると思うので、ぜひやっていただきたいと思いました。

事務局：第五次子ども読書活動推進計画案の6ページは第四次計画の振り返りと課題です。来年以降のことは13ページ以降の第五次計画の施策に記載しております。

中高生に向けて、今年度実施できたことは1点あります。「少年の翼」という事業をこども未来部主催で行っており、各校の中学生3年生の代表を集めて毎年、友好都市の中札内村に行き研修を実施します。研修では中学生のスキルアップや、連携を深める意味などからディスカッションを行います。今年度は図書館をテーマにディスカッションをしていただきました。その成果となる、「中学生おすすめの本棚」を展示テーマとして、来年1月に中央図書館で実施する予定です。

ディスカッションに際し、図書館に来たことがない生徒もいるという想定で図書館は臨んだのですが、実際に聞いてみたところ、ほとんどの参加者が小さい頃は図書館を利用していたが、最近は忙しくて利用していないという生の声を聞くことができました。

今年度は半分が図書館、半分が環境問題というグループ分けでしたが、来年度以降はテーマを行政側の課題から募るようです。今後、取り上げられるテーマに関連した資料の展示を図書館で行うことを考えています。これが実現すれば、「少年の翼」事業自体のPRにもなりますし、中学生、保護者を含めて図書館に足を運んでいただける機会にもなります。

また、高校生に関しては、やはり市立高校があるというところの強みを活かしたい、具体策はまだありませんが、「高校生の図書館協議会」は実現できたら良いなと、課題はありますが、前向きに捉えております。

計画に落とし込んだところとしては、電子書籍サービスの登録率についてです。まずは中高生から着手してみようということで、施策数値目標に取り込んだところです。

念頭に置いた教育委員の意見として学校教育部の議案の際、「小学校低学年のうちは、紙と鉛筆を使って触覚を刺激するような教育は無くしてほしくない」というものがありました。脳科学的な観点から「デジタル活用は高学年以上で考えてほしい」というご意見です。このことを念頭に、16ページ「中高生の電子サービスの登録率」を施策の数値目標とし、学校連携の一環として、IDの付与から着手していくことを考えた次第です。

会長：結論を急ごうと思うと、AIがそれらしいことを言ってくれる時代になってしまいました。生身の人間同士が話し合うこと、実際に議論することの大しさが改めて注目されていくと思います。先ほどの「少年の翼」の取り組みで「図書館ってどうだろう」と議論することはとても大事で、AIの時

議　事　の　経　過

代になり、提示されたものをそのまま鵜呑みにするのではなく、「自分だったらどうか」「今自身で知っていることで考えたらどうか」ということをベースにしないと、提示されたものの本当の意味や、危うさのような点に気付けないかもしれませんし、評価できないと思います。中高生は、熱く語ることはないかもしれません、「図書館がどうなったらもっと来てくれるのか」「なんで本を読まないのか」「本を読まないことは悪いことなのか」、そのような投げかけをしてみたいと思います。

他に何かございますか。

委員：17ページの細施策、図書館利用のバリアフリー化のところで、ニュアンスの違い、定義の違いが気になります。「バリアフリー」とは、障害者の方々へのサービスから生じてきた考え方で、物理的なものだけではなく心理的なものについても「バリアフリー」が使われますし、障害者の方に限らず高齢者の方にも使われます。しかし、ここにある外国語、性別、国籍、様々な「多様で包括的な利用」という観点では、「バリアフリー」という言葉ではなく、「インクルーシブ」という言葉を図書館界では使うようになっています。文章からは、広い意味での包括的な多くの人が、全ての方々が、分け隔てなく使うという意味のように見受けられますので、「インクルーシブ」が適切かなと思いました。

もう1つ、先ほど中高生の電子書籍のID付与の話がありました。（学校数としては）小中学校は市立、町立、村立が多いです。対して高校は都道府県立が多い。その結果、学校と公共図書館の電子サービスの連携を行っている際に、やはり小中学校の生徒にIDを配っているパターンが多く、高校生に電子書籍の読書の環境が提供されている自治体は極めて少ないです。その中でも積極的にやっているのは私立の中高一貫校です。しかし蔵書冊数、提供コンテンツ数は極めて少ないです。このため、中学校だけでなく、高校でもきちんと川越市内にある高等学校に対して、（県立でも私立でも）IDを配布されるとそういうところをカバーできると思います。

先ほどの読み書きについては、デジタルメディアというのは、ものを表示するということに関して、もはや紙と遜色ないですし、動画コンテンツもあるので全く問題ないです。ただ、「書く」メディアとしては未熟で、紙に書き込んだりとか、あるいは書きながらにかをやったり触ったりということに関してデジタルメディアは、まだまだ紙に劣っているので、そのような違いを踏まえてほしいです。

委員：川越市立図書館運営方針案や第五次子ども読書活動推進計画案に関して意見はありません。素晴らしいと思いました。その上で、一般的な意見として、資料を見ると、調査の結果など現状のデータが当然入っています。これについて、例えば川越市は他市と比較して低い場合、少し残念に思います。にもかかわらず、事実や結果に対して明確な原因や、その改善策が明記されていないことが多く、公文書とはこんなものだと思うこともあります、文

議　事　の　経　過

書の中に明確な原因や詳細な改善策があると次に繋がると思います。そうした言葉があれば、一般の人としてはありがたいです。

会長：今のようなご指摘は、確かに皆様感じるところかと思います。どうしても紙面上仕方がないという点もあるかと思います。本来であれば、噛み砕いて説明するとか、別紙で解説のページを作るなどすれば良いと思いますが、手間もかかりますし、簡単ではないと思います。

事務局：調査結果やアンケート数値の分析については、深く掘り下げるには少し紙面が足りないというところがございます。また、行政でこういった文章を作るときに、「分析の根拠はどこにあるのか」という指摘を受けます。「感覚」で文章を作成してしまうと、「それはあなたの感覚ではないか」という指摘されるケースです。そのため、このような計画を策定するときには、こういった結果が出ましたという数値を示すだけにとどめるという傾向になっています。ご理解いただければと思います。

委員：了解いたしました。

会長：計画案に関してご承認いただいたということで、よろしいでしょうか。

委員：異議なし

会長：続きまして、「その他」に移ります。

(3) その他

委員：川越市の総合計画などを調べると、民間委託等推進計画の中に図書館管理運営業務の計画が挙がっていました。改めて図書館の司書はとても大切だと思っています。この計画は令和7年度までしか書かれていなくて、市のホームページではこれを基本に進めています、としか書いてありません。令和8年度からの計画はいつ頃出されるのか、こういうものは市民の声が反映されるのか、トップダウンで決まっていくのか、予算、人員など色々あると思うのですが、今後の進め方などわかる範囲で教えていただければと思います。

事務局：本市の民間委託等推進計画は、総合政策部行政改革推進課が所管しており、ホームページ上に、令和5年3月に策定した「第二次民間委託等推進計画」（令和4年度から令和7年度まで）を掲載しています。図書館は、職員体制と併せ、導入済の外部委託の拡充及び指定管理者制度導入を検討するものと記載されており、現在もその検討の過程にあります。

民間企業の活力やアイディアを活かせるような形で管理運営を地方公共団体が指定した民間事業者に委ねる制度が、指定管理者制度です。本市は現在、貸出、返却の業務を委託している状況です。

令和8年度からの民間委託等推進計画については、所管する行政改革推進課で検討が進められています。図書館としましても、様々な観点から図書館運営の検討を進めてまいりたいと考えています。

会長：指定管理者制度に関して情報はありますか。

議　事　の　経　過

委員：指定管理者制度が始まる前から窓口委託、業務委託という視点はあり、全国的に指定管理者数は増えつつあります。例えば岩国市では、議会が指定管理を否決すると報道もありましたし、一方で争点にもならず指定管理になっていく自治体もあります。指定管理にしたら質が悪くなるわけではないです。東京23区内の図書館を利用し、劣悪なサービスだった時代を知っていますので、指定管理になるのは当然だと思っていたこともあります。費用云々というよりも、やはり今できる範囲で、きちんと図書館がサービスを提供して、多くの人に利用していただいていればそれを変えようという議論にはなかなかならない。最終的には議会が承認しなければ指定管理が入りませんが、大手の指定管理事業者はきちんとしており、これから増えていくように思います。

公務員の皆様が、ここは公共のサービスだと、矜持を持って真摯に対応していただければと思います。どちらが良いか悪いかという点は自治体によって違うので、それはなんとも言えないところです。

会長：貴重な情報をありがとうございます。今我々が感じている川越の図書館の様子からすると、劣悪ということは全くありません。事務局から話があった「思い」というものがきちんと保たれていくと考えております。

では、他になにがございますか。特ないようでしたら、本日の会議は終了して、事務局の方にお返ししたいと思います。

委員：異議なし

事務局：皆様、ありがとうございました。以上で議題・報告を終了いたします。

事務局からご連絡いたします。先ほどご承認いただきました川越市立図書館運営方針案、第五次子ども読書活動推進計画案につきましては、年明け2月あるいは3月の教育委員会定例会の議案として提出する予定です。どうぞよろしくお願ひいたします。

以上